

## 44 市税の延滞金はどれくらいかかるの？

市



納期限を過ぎてから市税を納めると、延滞金がかかる場合があると聞きました。延滞金の計算方法を教えてください。



市税を滞納すると、納期限内に納めた人との公平を保つため、本来納めるべき税額のほかに延滞金を納付していただくことになります。

地方税法等の改正に伴い、延滞金の割合は平成26年1月1日以後引き下げられています。

### 【延滞金の割合】

| 期間                             | 納期限の翌日から1か月以内 | 納期限の翌日から1か月を超えた日以後 |
|--------------------------------|---------------|--------------------|
| 平成22年 1月 1日から<br>平成25年12月31日まで | 4.3%          | 14.6%              |
| 平成26年 1月 1日から<br>平成26年12月31日まで | 2.9%          | 9.2%               |
| 平成27年 1月 1日から<br>平成28年12月31日まで | 2.8%          | 9.1%               |
| 平成29年 1月 1日から<br>平成29年12月31日まで | 2.7%          | 9.0%               |
| 平成30年 1月 1日から<br>令和 2年12月31日まで | 2.6%          | 8.9%               |

(注) 令和3年以後の延滞金の割合は、令和2年12月の財務省告示により決定します。

### 【延滞金の計算例】

平成25年度の市・県民税第3期分(10月31日納期限) 30,000円を令和2年2月7日に納付した場合

- 納期限の翌日から1か月以内(平成25年11月1日～11月30日の30日間)  
30,000円 × 4.3% × 30日 / 365日 = 106円(1円未満切捨て)
- その後の期間(平成25年12月1日～12月31日の31日間)  
30,000円 × 14.6% × 31日 / 365日 = 372円(1円未満切捨て)
- その後の期間(平成26年1月1日～12月31日)  
30,000円 × 9.2% × 365日 / 365日 = 2,760円(1円未満切捨て)
- その後の期間(平成27年1月1日～平成28年12月31日の731日間)  
30,000円 × 9.1% × 731日 / 365日 = 5,467円(1円未満切捨て)
- その後の期間(平成29年1月1日～平成29年12月31日)  
30,000円 × 9.0% × 365日 / 365日 = 2,700円(1円未満切捨て)
- その後の期間(平成30年1月1日～令和2年2月7日の768日間)  
30,000円 × 8.9% × 768日 / 365日 = 5,617円(1円未満切捨て)
- 延滞金は1～6の合計額17,000円(100円未満切捨て)

## その他 Q&A

不服申立て お問い合わせ先 61ページ 各市税事務所担当課

## 45 不服申立てをするにはどうしたらいいの？

市



市税の賦課決定処分(課税)や滞納処分(財産等の差押えなど)などについて納得ができない場合、不服申立てをすることができると聞いたのですが、不服申立てにはどのような手続きが必要なのですか。



市税の賦課決定処分や滞納処分に不服がある場合は、市長に対して審査請求をすることができます。審査請求書を1通作成し、市税事務所に提出してください。

固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。審査申出書を正・副各1通作成し、市税事務所に提出してください。

不服申立てができる期間や書面の提出先については、次のとおりです。

| 区分    | 不服申立てができる期間                       | 審査請求書又は審査申出書の提出先  |
|-------|-----------------------------------|---|
| 審査請求  | 賦課決定                              | 賦課決定の通知(納税通知書等)を受け取った日の翌日から起算して3か月以内<br>各市税事務所<br>税目担当課   |
|       | 督促                                | 督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内。ただし、督促の後に差押えがあった場合は、差押えに係る通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内<br>各市税事務所<br>納税第一課・第二課<br>※市・県民税(特別徴収分)に係る督促については西部市税事務所市民税課 |
|       | 差押え                               | 差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内<br>※ただし、地方税法で定める審査請求期間の特例により、期限が早まる場合があります<br>各市税事務所<br>納税第一課・第二課  |
| 審査の申出 | 固定資産税の納税通知書等を受け取った日の翌日から起算して3か月以内 | ①土地・家屋<br>…各市税事務所<br>資産税課<br>②償却資産<br>…東部市税事務所<br>法人課   |

## 46 インターネットで市税の申告はできるの？

市



国税については、インターネットで申告できる制度があると聞いたことがあります。市税についても電子申告はできるのでしょうか。また、電子申告ができるのであれば、手続きについても教えてください。



千葉市では、地方税電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」を利用して、一部の税目について、電子申告をすることができます。

### 【電子申告ができる税目】

- ・個人住民税（給与支払報告書・特別徴収関連）
- ・法人市民税
- ・固定資産税（償却資産）
- ・事業所税

### 【利用時間】

8：30～24：00

（土・日・祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。なお、毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけません。）

### 【手続きの流れ】

- 1 電子証明書を取得します。
- 2 利用届出を行います。
- 3 手続き完了通知を受け取ります。
- 4 eLTAX 対応ソフトウェアを取得します。
- 5 申告データを準備します。
- 6 申告データを作成します。
- 7 申告データを送信します。
- 8 受付結果を確認します。

詳しくは、エルタックスホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

また、国税（所得税、法人税など）の電子申告については、国税庁の「e-Tax（イータックス）」のホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

## 47 なぜ消費税率が上がったの？

国



令和元年10月に消費税率が引き上げられましたが、どうしてですか。また、引き上げられた分は何に使われるのですか。



令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が次の表のとおり引き上げられました。

| 区 分                          | 適用開始日 |             |
|------------------------------|-------|-------------|
|                              | 引上前   | R1.10.1     |
| 消費税（国税）                      | 6.3%  | <b>7.8%</b> |
| 地方消費税（県税）<br>※1/2は市町村に交付されます | 1.7%  | <b>2.2%</b> |
| 合 計                          | 8%    | <b>10%</b>  |

税率が引き上げられたのは、少子高齢化が進む中で、社会保障に必要となる費用が年々増大していることから、その費用を全世代から幅広く負担してもらうことで、社会保障の安定財源を確保する必要があるためです。

今回の引上げ（8%→10%）に伴う千葉市の令和2年度当初予算の増収額は31億7,400万円（地方消費税交付金）となり、医療・介護サービスや少子化対策など社会保障に関する経費（一般財源）781億9,200万円の一部として活用しています。

※詳しい使い道については、千葉市ホームページの下記URLに掲載されている「千葉市財政の概要（平成30年度決算・令和2年度当初予算）」をご覧ください。

[http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zaisei/zaisei/zaisei\\_gaiyo.html](http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zaisei/zaisei/zaisei_gaiyo.html)



## 48 管轄の市税事務所に遠くて行きづらいです

市



私は、緑区に住んでいます。緑区の管轄は東部市税事務所（若葉区役所内）とのことですが、東部市税事務所まで出向かないといけないのですか。



市税事務所のない区には市税出張所を設置していますので、ご安心ください。税務証明の取得や市税の申告・相談は、お住まいの区を担当する市税事務所に限らず、最寄りの市税出張所もご利用になれます。

また、原動機付自転車の手続きは、すべての市税事務所・市税出張所で済みます。

※市税事務所・市税出張所の所在地は61・62ページをご覧ください。